

# 日光市アドベンチャーツーリズム促進支援補助事業

# 日光の豊かな自然環境を活かした 特色あるアクティビティの開発を支援します!

## ◇ 補助対象

• 自然体験メニュー開発費、活動拠点整備費、広報宣伝・販路開拓費

## ◇ 補助内容

補助上限 100万円補助率 1/2

応募期限 : 令和7年6月12日(木)【必着】

## 【問合せ先】

〒321-1292 日光市今市本町 1 番地

日光市観光経済部観光課 観光振興係

電話 : 0288-21-5170 / FAX: 0288-21-5121

E-mail:kankou@city.nikko.lg.jp

### 日光市アドベンチャーツーリズム促進支援補助事業 事業者募集要項

#### 1 目 的

日光市の特色ある自然環境を活かしたアクティビティを通して地域資源や人材を活用し、 <u>インバウンドおよび国内旅行者</u>が訪れたくなる魅力ある滞在エリアの創造に取り組む事業者を支援する。

#### 2 募集内容

募集事業	・自然体験メニューを新たに開発し、又は既存の自然体験メニューを充実・強化する事業であること。 ・自然体験の事業は原則として有償で行われ、かつ、継続性のある事業であること。 ・補助事業完了後、5年以上自然体験の事業を行うこと。
補助金	100万円を上限として、事業経費に補助率(1/2)を乗じた額
応募資格	自然体験を活用した事業を行う者 (ただし、市税等を滞納していないこと)
募集枠	予算の範囲内で決定します。
実施期間	交付決定日 ~ 令和8年2月28日(土)※事業実績報告を含む
留意事項	・事業完了後5年間は、各年度の事業状況について市長の求めに応じ事業等状況報告書を提出しなければならない。 ・安全に実施できる事業であること。 ・事業の実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ていること又は得る予定であること。 ・拠点整備、運営等に関して関係法令を所管する官公庁と協議し、必要な手続き、基準等を満たすこと又は満たす予定であること。 ・本補助金の交付決定を受けた年度(以下「交付決定年度」という。)内に完了する事業であること。 ・新たに自然体験の事業を開始する予定として交付決定を受けた場合、交付決定年度内に自然体験利用者への体験提供を開始できる事業であること。交付決定年度内に事業実施に必要な許認可等を得ることができない場合、本補助金は交付しないものとする。 ・補助対象となった事業は交付決定年度内にOTAサイトへの掲載を行わなければならない。 ・遊休施設を自然体験施設とする場合、当該施設の建設時又は改修時に助成金等の交付を受けている場合は、財産処分等規定された手続きが終了又は終了見込みであること。 ・宗教活動、政治活動でないこと。 ・社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。 ・本補助金において補助対象とする項目と同一の経費について、国、県、市等から補助金等を受けている又は受ける予定になっているものについては、対象としない。

#### 3 応募方法

申込書等に必要事項をもれなく記入し、市観光課にメール、郵送又は持ち込みでご応募ください。 申込書様式、申請についての注意事項等は市ホームページからダウンロードできます。

#### https://www.city.nikko.lg.jp/kankou/adventure.html

ご不明の点は、市観光課までお問い合わせください。

日光市観光経済部観光課 観光振興係 (直通:☎ 0288-21-5170)

#### 4 応募期限

令和7年6月12日(木)【必着】

### 5 審査方法・審査結果について

申請書を市観光課が審査した後、7月上旬にプレゼンテーション方式の審査会を行い、その結果を 7月中旬から下旬にお知らせします。